

# 儀式作法の評価と実態

——大江匡房説を例に——

井上正望

## はじめに

平安時代の貴族たちにとって、儀式とは政治そのものであり、彼らは毎日のように行われる様々な儀式をいかに滞りなく行うかということに心を碎いていた。そのため、貴族たちは儀式遂行のために様々な儀式作法を編み出し、そしてそれを子孫たちや弟子たちに受け継がせ、彼らもまたそれらの作法を必死に学んで儀式に臨んでいたのである。

このような儀式作法の相承については、「公卿学」という言葉を創出された竹内理三氏の研究<sup>(1)</sup>に始まり、近年では田島公氏<sup>(2)</sup>、細谷勘資氏<sup>(3)</sup>、松園斉氏<sup>(4)</sup>らによつて深化されてきた。特に松園斉氏は、「日記の家」と呼ばれた桓武平氏高

棟流<sup>(5)</sup>の検討の中で、彼らが家司として仕える摂関家に自身の日記の情報を提供、さらに摂関家の日記の管理に携わっていたことから、「摂関家内部の年中行事とその儀式の運営・次第に通じた人々（中略）がその責を担うことになるのである。権門を支える多様な家司の中で、そのもつとも中心的な機能を専門化した『家』が、この『日記の家』高棟流平氏であつた」と指摘された。<sup>(6)</sup>このように、「家」や家業が成立していく中で、日記に携わることを専門とする家が成立していった。

儀式を滞りなく進めるには、あらゆる儀式についての知識や情報を全て持つているのが理想なのだが、実際問題としてそれは無理である。「日記の家」はそのような背景を以て生まれたものと思われるが、それは儀式作法において

も同様ではなかろうか。つまり、特定の分野や作法に特化していく流れがあつたと考えられるのである。

そこで本論では、学儒公卿を多く輩出したことでも有名な大江氏出身であり、長年弁官を務め、儀式作法についての評価も非常に高い大江匡房を例に取り上げて論じる。彼の日記『江記』の残存状況には明らかに偏りが見られるが、その偏り具合を検討することを通して、匡房説の需要や匡房への評価の変化を明らかにすることで、この時代の貴族たちの儀式作法への考え方をみていただきたい。

### 一、大江匡房説の評価の低下と『江記』

大江匡房といえば、『西宮記』・『北山抄』とともに「三代儀式書」と並び称される『江家次第』や、日記『江記』を著すなど、儀式作法に優れていたということは周知のとおりである。周囲からも、「才智過<sup>レ</sup>人、文章勝<sup>レ</sup>他。誠是天下明鏡也。(中略)朝之簡要、文之燈燭也。良臣去<sup>レ</sup>国。可<sup>レ</sup>歎可<sup>レ</sup>悲歎<sup>(7)</sup>」と言われたり、「高才明敏、文章博覽、無レ比<sup>二</sup>當世、殆超<sup>二</sup>中古。(中略)鎮西帰洛之後、多閥<sup>二</sup>顧問。可<sup>レ</sup>惜可<sup>レ</sup>悲<sup>(8)</sup>」と評価されたりしていた。いずれも匡房の薨伝で有名なものが、どちらも匡房が才能豊かで文章道で高評価を得たといふとの他に、「朝之簡要」であると

か、「良臣」、「多閥<sup>二</sup>顧問」というように、朝儀においても彼がたいへん重んじられていた様子がみてとれる。

このような直接的に匡房への評価を下したもの以外にも、人々の態度から匡房への評価を知ることもできる。例えば前述の「多閥<sup>二</sup>顧問」という言葉からは、特定の分野だけではなく幅広い分野で匡房のアドバイスが必要とされていた様子が窺えよう。事実、人々が匡房に公事について質問し、匡房が答えたという記述は枚挙にいとまがない<sup>(9)</sup>。

ところが、匡房に対する周囲の評価には、ある時期を境に変化が起きる。末尾に付した図表をご覧いただきたい。これは、『国書総目録』や『古典籍総合目録』を基礎として、適宜各個の所蔵機関でも実見し、近年の逸文の収集成果も加えて調査した『江記』の写本や逸文の残存状況を表にしたものである<sup>(10)</sup>。

まず『江記』の写本については、まとまって残っているものではなく、数日分から多くてもせいぜい半月分程度のものが残っているに過ぎない。現在残る『江記』の中で大きな位置を占めるのは、様々な書物に引用された大量の逸文である。

実際に『江記』をみてみると、その記事の最上限は、現在のところ治暦元年(一〇六五)十二月九日条であり、最下限は天仁元年(一一〇八)十一月二十三日条である。し

たがつて約四十三年間の記事が断片的に残っているということになる。しかしその残存状況にはある特徴が見られる。

それは、記事が特定の時期に偏つて残っているということである。

匡房は最終的に正二位権中納言まで昇進したが、その権中納言時代に、様々な儀式で頻繁に上卿を勤めていたことが諸記録から分かる。ところが『江記』は、それ以前のもの、特に匡房が左大弁だったころに集中して多く残っているのである。

匡房は、権中納言になつた後の承徳元年（一〇九七）から康和四年（一一〇二）までと、嘉承元年（一一〇六）から大宰府へ下向していた。そして大宰府からの帰京後（一二〇二）の二度にわたつて大宰権帥に任じられ、そのうち前者は実際に大宰府へ下向していた。そこで大宰府からの帰京後（一二〇六）の匡房は、病気がちだつたためか上卿を勤めることも数えるほどしかなくなり、そもそも出仕自体稀になつていた。そのためか、大宰府下向以前の匡房に対しても意見の相違による批判はあつても、全体的には高評価だつたのが、帰京後の匡房の意見には疑問や低評価を下している記事が散見されるようになる。いくつか例を挙げてみよう。

（前略）今日祈年祭。而其次臨時奉幣伊勢幣を被レ進。須ニ明日立也。雖然今日可レ立之由匡房申者。仍被立歟。残甘一社明日可レ被レ立也。是先日被レ勘二日時

也。匡房説如何。不得心歟。<sup>14)</sup>

廿八日乙酉。天晴。今日為レ申ニ慶賀ニ午刻参ニ所々。（中略）抑々江帥、今日荷前也。不可レ申ニ慶賀ニ之由示合者。全不レ可レ然之由存ニ愚心ニ之上、人々皆申レ之。（後略）<sup>15)</sup>

一日（壬午）今上（鳥羽）御即位也。（中略）  
（藏人左衛門権佐顕隆、出御之間不レ帶ニ胡籠ニ在ニ南殿。頗以  
奇怪也。後聞、帥卿匡房教云々。如何。可レ尋。）（後  
略）<sup>16)</sup>

これらはほんの一例だが、匡房の帰京後はこのよう匡房に対する否定的な記事が多くなつていく。

このことは、帰京後の匡房の日記叙述態度や質問に対する回答態度が、現場を自分自身の目で見、耳で聞いたというよりも、他人からの又聞きや噂を情報源として行つたといいうものが多くなつていつたためのようである。<sup>17)</sup>『永昌記』長治二年（一一〇五）正月十六日条には次のようにある。

（前略）次内膳御膳。〈依ニ雨儀、就ニ東階。堀川儀也。但今度警蹕、持ニ參東階。此間晴。可レ用ニ晴儀哉猶予之間、不レ留ニ警蹕。亞相難レ之。尤有レ謂。但案レ之、雖ニ先例、當レ時改レ之。先哲之訓也。）（後略）<sup>18)</sup>

これは、たとえ先例があつても必要とあれば改めるべきだという「先哲之訓」を挙げたものである。為隆や勸修寺流の臨機応変な態度を物語る史料と言えよう。主だつた儀式がいづれも基本的には内裏で行われていたころとは異なり、院政期では、里内裏など時によつて行われる場所が変わつていて、そのため臨機応変な対応がより強く求められていた。そのため臨機応変な対応がより強く求められていたのだが、現場の状況を自分で把握せず、人から聞いた情報のみで判断してアドバイスを行つていた匡房は、必ずしも現場の需要に応える回答をすることができなかつたのだろう。そのため、「公事の停滞に鈍感になり、皆で障害を処理しながら進めていこうとしている公事の現場の状況を把握せず」、臨機応変な対応が取れずに周囲の評価を低下させてしまつたのである。<sup>(19)</sup>

ここまで、匡房の態度の変化や周囲の人々の記述から、匡房への評価の変化をみてきた。そこで次節では、評価の様子を『江記』の残存状況からみていきたい。

実際に『江記』のまとまつた逸文が見られる部類記は以下の通りである。

- 1 『親王御元服部類記』(d)
- 2 『後三条天皇御即位記』(a)
- 3 『院号定部類記』(d)
  - 治暦元年（一〇六五）、貞仁親王（白河）の元服。
- 4 『朝旦冬至部類』(c)
  - 延久元年（一〇六九）、寛治七年（一〇九三）、陽明門院・郁芳門院院号定。
- 5 『天皇御元服記』(a)

まず『江記』の逸文について調べてみると、大きく分けて二種類があることが分かる。他の人々の日記や儀式書などに引用された断片的な逸文と、様々な部類記に引かれた

ことにより、かなりの分量がまとまつて残つた逸文である。本論では、匡房の説やその時の状況について、より詳しい内容が分かる後者を中心に検討していきたい。

「部類記」とは、ある儀式や行事に関する日記の記事を抜き書きしたものだが、橋本義彦氏によると、以下の四種類に分けられる。(a) 単一の事項に関して单一の記録より抄出したもの、(b) 複数の事項に亘つて单一の記録より抄出したもの、(c) 単一の事項に関して複数の記録より抄出したもの、(d) 複数の事項に亘つて複数の記録より抄出したもの、<sup>(20)</sup> である。

- 寛治二年、堀河天皇元服。
- 6 「任槐大饗部類記」(c)
- 寛治二年、藤原師実任太政大臣。
- 7 「伊勢公卿勅使部類記」(c)
- 寛治四年(一〇九〇)。
- 8 「郁芳門院日吉社御幸部類」(a)
- 寛治四年。
- 9 「白河上皇春日社御幸記」(a)
- 寛治七年(一〇九三)。
- 10 「日吉御幸記」(c)
- 寛治七年。
- 11 「朝覲行幸部類」(c)
- 長治二年(一一〇五)。
- 以上から分かるように、様々な部類記の中でも『江記』の記事が最も多く引用されているのは(c)型部類記である。(c)型の発生の理由の一つとして橋本氏は、「一代に一度、または数代に一度しか行われない即位礼・大嘗会や天皇・東宮の元服、さらには立后・立坊等に関する部類記は、恒例の朝儀公事の如く材料を自己または先祖の日記等の限られた範囲に求めるのは不十分であり、広く多数の記録から事例を蒐集する必要があったことなどの理由」を挙げられて  
(2)いる。また橋本氏は、(c)が盛行したのは中世以降とされて

いる。ただし『江記』の場合は、例えば、『後一條師通記』寛治六年(一〇九二)八月二十一日条で、藤原師通の質問に対し匡房自身が自分の日記を示し送つたり、『為房卿記』康和五年(一一〇三)八月二十七日条で「延久江中納言記」が、『永昌記』天永二年(一一一二)十月二十日条では寛治六年の「大藏卿匡房卿日記」が引用されたり、『殿暦』長治元年(一一〇四)十二月十六日条に「匡房日記」が見えていたりすることから、匡房の存命中に既に他の人々が入手、もしくは参照できる状況にあったことが知られる。

それでは次に『江記』の写本についてみてみよう。『国書総目録』、『古典籍総合目録』に基づき、さらに各個の所蔵機関でも調べてみると、『江記』の写本とされるものは以下のものが残っていることが分かった。

- ①治暦五年(延久元年、一〇六九)二月記  
 十五日、十七日条。(内容:陽明門院院号定)
- ②寛治二年(一〇八八)十二月記  
 十九日条。(内容:堀河天皇元服)
- ③寛治三年(一〇八九)正月記  
 四日、五日、六日、七日条。(内容:堀河天皇元服)
- ④寛治四年(一〇九〇)十一月記  
 一日、二日、四日、五日、六日、十三日条。(内容:..)

## 伊勢公卿勅使

⑤寛治五年（一〇九二）正月記

一日、六日、七日、八日、九日、十六日、十七日、十八日、二十一日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日条。（内容：一貫せず）

⑥寛治七年（一〇九三）正月記

十九日、二十日、二十一日、二十三日、二十五日、二十六日条。（内容：郁芳門院院号定）

⑦寛治七年三月記

二十日条。（内容：白河院春日社御幸）

⑧寛治八年（嘉保元年、一〇九四）四月記

五日、十二日、十三日、十四日条。（内容：関白師通賀茂詣）

⑨天仁元年（一一〇八）十一月記

二十一日、二十二日、二十三日条。（内容：鳥羽天皇大嘗会）

以上の調査結果から、『江記』の写本には丸々ひと月分を具備したものは一本もなく、ほとんどが数日分程度しか残されていないことが分かる。『江記』は前述の通り詳細で且つ長文であるため、数日分でもかなりの分量にはなる。しかし、日記の重要性を説いていた匡房自身が、極めて詳細とはいえ毎月わずか数日分ずつしか日記を記していく

なかつたとは考えにくい。このことから、『江記』の天仁元年（一一〇八）十一月記を収める『続々群書類従』の例言にも述べられているように、いつの段階なのは不明だが、『江記』から後の人々が抄出したものが現在まで伝わっているのではないだろうか。つまり、現在『国書総目録』や『古典籍総合目録』などで『江記』の写本として扱われているものは、『続々群書類従』所収の天仁元年十一月記に限らず、そのほとんどが『江記』本来の姿を留めているものではなく、『江記』の抄出とみてよいと考えられる。そこで本論では今後、『江記』の写本のうち、これらのような抄出と考えられるものを「抄本」と表記する。

抄出が行われた理由としては、まずあまりに分量が膨大すぎたことが挙げられる。本来の『江記』では後の人々が先例や儀式作法を調べようとしても、必要な部分を探すのにたいへん手間がかかってしまい引勘にはあまり適さなかつたのだろう。そのうえ、維持管理や書写にも相当な手間やコストがかかってしまったという要因もあったのではないかだろうか。そのため、『江記』を利用した人々は、自分たちの需要に合った部分のみを抄出し、必要に供したのだろう。

実際に『江記』の「抄本」を見てみると、特定の行事や儀式に限定された内容であるものが多い。例えば、⑧寛治

八年四月記は都合四日間の記事であるが、前の月に閑白になつたばかりの藤原師通による、閑白として最初の賀茂詣の記事であるし、前述の⑨天仁元年十一月記は三日間のみだが、鳥羽天皇即位に伴う大嘗会の記事である。また、これららの抄本の題名も複数種類が存在することもその傍証であろう。例えば天仁元年十一月記は、『江記』・『匡房卿記』など、いわゆる大江匡房個人の日記であることを表す外題があるもののほかに、『天仁大祀記』、『天仁度大嘗会記』、『大嘗会記』などといった、内容に即した外題がつけられているものいくつも存在する。<sup>(25)</sup>

左大弁時代の記事のほうが必要が高かつたことを示してい  
ると考えられる。

以上のことから、現在写本として残る『江記』のほとんどは、実際には『江記』本来の写本ではなく、橋本義彦氏の分類によれば、(a) 単一の事項に関して单一の記録より抄出したもの<sup>(26)</sup>、に該当する部類記と言うことができる。したがつて、匡房が実際に記していた『江記』の本来の姿は、記事現在残っているものよりも遙かに長大なものだつたのではないか。つまり、現在残る『江記』の写本は、記事がコンスタントに残る『小右記』や『中右記』などと異なり、全体のうちの一部が偶然残ったのではなく、取捨選択を経て需要の高かった部分が残されたのである。また、記

しかしこの写本についても、取捨選択の結果であること  
を想定することができる。というのは、これが正月の記事  
だからである。正月といえば一年の中で年中行事が最も集  
中する月である。この寛治五年正月記にも、元日・白馬・  
踏歌の三節会をはじめ、叙位や御斎会、県召除目などと  
いった恒例の行事についての詳細な記述を見ることができ  
る。特に二十六日条から二十八日条にかけて書かれた県召  
除日の記事については、当時参議左大弁だった匡房自身が  
執筆を務めたこともあり、その作法を知るにはまさにうつ  
てつけの記事と言えるだろう。

事が左大弁時代に集中しているのも、後世『江記』を使用していた人々の中でも、匡房の権中納言時代の記事よりも、

の時期のものを取捨選択して残された「抄本」、即ち部類記の一種と言うことができる。そしてその他の(c)型部類記に引用された記事も含め、それらが匡房の左大弁時代に集中して残っていることから、何かしらの意味を見出すことができるのではないだろうか。次節ではその「意味」がどのようなものであったのかについて検討していきたい。

### 三、匡房と「装束」

『江記』は、その儀式の場での人々の一拳手一投足が事細かに書かれているという点については他の日記とも共通する。改元や女院号宣下、除目・直物などの記事が散見されるのも、儒者であり実務官人でもあった人物の日記としては珍しいことではない。しかし、同様の身分や地位の人々の日記と比べて、特に『江記』の独自性が窺える点も存在する。それは、「装束」についての記述である。ここでいう「装束」とは、衣服や装身具などの類ではなく、室礼をはじめとして、儀式などに際して、殿舎・調度などを装飾・設営すること、あるいはそれに使われる調度品や設備などを指す。以下、本論で「装束」と書いた場合には、特に注記しない限り、全て服装ではなく、場の装飾に関するものであるとする。この「装束」のために、儀式によつ

ては「装束司」という役職が設けられていたが、これについて『新任弁官抄』には次のようにある。

率分・装束司・造八省事

此三事弁官奉<sub>ニ</sub>宣旨<sub>ニ</sub>行<sub>レ</sub>之。（中略）装束司諸装束事行<sub>レ</sub>之。御即位大嘗会装束・御輿装束等之類也。近代恒例事、大夫史檢<sub>ニ</sub>知之、弁強不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之。尤非也。列見定考之時有<sub>ニ</sub>装束失<sub>ニ</sub>者、装束司弁史失也。有<sub>ニ</sub>罰酒<sub>ニ</sub>也。延久年中、行幸御輿枷木折損、隆方弁依<sub>ニ</sub>宣旨<sub>ニ</sub>進<sub>ニ</sub>怠状<sub>ニ</sub>者也。

この記事から分かるように、儀式や行幸の際の「装束」については、弁官が宣旨を奉わり装束司となつて掌つており、「装束」に失があると宣旨が出されて罰せられることがあつた。なお、この記事にみえる「隆方弁」とは、勸修寺流の藤原為房の実の父親である。この装束司の他にも、弁官は「行事弁」として重要な役割を担う場合もあつた。以上から、匡房が生きていたころは、装束司や行事弁を務める弁官の人々にとつて、「装束」について詳しく知つておくことは必須だつたことが分かるだろう。

もちろん他の人々の日記を見ても、そういつた「装束」についての記述は散見されるが、『江記』における「装束」の記述は群を抜いて詳しいのである。例えば、『朔旦冬至部類』所引『江記』延久元年（一〇六九）十一月一日条を

見てみよう。かなり長大な記事であるため部分的な引用に留める。

一日、〈癸巳〉朔旦旬記。〈践祚初河陽院始出御等、余奉仕行事。仍今度師賢行事、〉未剃公卿皆參殿上。御裝束如常。但御座西間坤角下立「皇太子倚子」、〈平文無下敷物〉、自「西柱」東去二許尺、〈當第二柱自柱入北二尺許〉、而又撤之。前例東宮御禁中之時立之。今已御内裏。何可撤哉。隆方朝臣失也。又弓場殿前并中門北廊前引、如去夏。是裝束司兩度失也。(中略)申剋外記「人昇表案、立西軒廊第一間中央。」惟宗義定、中原義重、其案高二尺六寸、〈前例二尺八寸云々〉長二「尺脱カ」六寸、〈前例二尺八寸〉廣一尺四寸、〈前例一尺四寸云々〉揚足作之。有牙象四足、着丸緒、有總、金物如常。四角二重打臂金。案面東京錦張之。有伏組。案以檜木作之。取色如浜椿。南北妻立之。其上置表笪。以厚朴作之。〈廣三寸五分、長一尺二寸、高二寸六分、加牙象定。〉有花足。〈廣六寸五分、長一尺四寸、高一尺五分。〉件笪花足、〈花足有上□敷物用同錦。〉以膏瑩之。仍太有潤色。前例朴上不レ用油云々。笪中以同錦為折立。其中置表。以色紙書之。〈兼行書、実綱作。〉以同紙一

### 枚為懸紙。(後略)

この記事は、全体のほんの一部であるが、これだけでも「装束」の記述がいかに詳細だったかが分かるだろう。前述のように、「装束」の記述は他の日記でも程度の差はあれよく見られるが、寸法一中には寸法に関する先例をも書かれたものもあるーについてまで記述しているということはあまりみられない。

また、東洋文庫蔵『旬部類記』所引『江記』寛治元年(1087)四月二十二日条は、堀河天皇即位後の万機旬を翌日に控えた時の記事だが、その一部を引用してみると次の通りである。

廿二日、參内大臣殿。右中弁基綱朝臣參会。是為申装束司請奏也。(中略)右中弁問予明日御装束間事一  
一御倚子如記文者、可立黒柿。而於京極殿燒失之後、只立平文御倚子。仍用平文置物机并錦。毯代等在殿上。若可立一件倚子歟。  
予陳曰、「縱雖有倚子、必無平文机歟。須被申殿下立平文也。」(後略)

この記事は装束司を務める右中弁源基綱が、その「装束」について当時左大弁の匡房に質問し、それに匡房が答えたというものである。ここではその問答一か条のみを引

用したが、實際には五か条分の問答が列記されている。そしてその問答は全て「装束」関係のものである。ただし、五か条目で途切れているため、六か条以上の問答が書かれていた可能性もある。

このように、『江記』は他の日記に比べると、総じて「装束」に関する記述が非常に詳しい。特に、『江記』の「抄本」や、ある程度まとまった分量の逸文には、ほとんどの記事にも「装束」に関する詳細な記述がみえる。したがって、もともと膨大な量だった『江記』から取捨選択されて現在まで残った記事は、「装束」に重点が置かれていたものが多いと特徴づけられる。このことから、「装束」に関する匡房説に高い需要があつたと言うことができるだろう。

同様のことは『江家次第』においても言える。『西宮記』・『北山抄』と『江家次第』を見比べてみると、前二者に対し、『江家次第』の「装束」に関する記述は圧倒的に豊富である。煩雜になるので具体的な引用は避けるが、現行の『西宮記』や『北山抄』が主にそれぞれの儀式の当日の儀式次第や先例などに紙幅を費やしているのに対し、『江家次第』は、当日の儀式作法はもちろんだが、儀式開始に至る前の準備、即ちそれぞれの儀式の際の「装束」についても、それこそ調度品の寸法に至るまで、非常に詳し

い記述がみられるのである。また、『江家次第』の「装束」の記述に関して、『長秋記』大治四年（一二二九）二月廿九日条には次のようにある。

廿九日、戊寅。雨下。春季仁王会也。（中略）入レ白昭訓門、着<sub>二</sub>大極殿座<sub>一</sub>。高御座懸<sub>二</sub>三尊像<sub>一</sub>。御装束儀如<sub>二</sub>江次第<sub>一</sub>。仍不<sub>二</sub>重記<sub>一</sub>。（後略）

この記事は春季仁王会の記事だが、その装束について、「江次第の如し」とある。『江家次第』については『長秋記』の記主師時が所持していたことが同年二月十六日条にみえており、匡房の死（天永二年（一一一））からそう時間を経ていない時期に、既に一族でもない他の人々が所有・利用できる状況になつていたことが窺える。<sup>(28)</sup>

これらのようなことから、匡房は儀式作法や先例だけでなく、儀式における「装束」にも非常に詳しかったであろうことが分かる。これは、匡房が長年にわたつて弁官を務めていたことに起因するのではないだろうか。匡房は、延久元年（一〇六九）十二月に右少弁に補任されて以来、一時期美作守としての空白期間はあるが、嘉保元年（一〇九四）六月に権中納言に任命られて左大弁から去るまでの、合計約十八年間の長きにわたつて弁官を務めていた。したがつて匡房が弁官作法や実務に精通していたことは十分想像できよう。このことは、『西宮記』・『北山抄』の編者で

ある源高明や藤原公任が、二人とも弁官を一切経験していないかったことと対照的であり、注目すべき点ではないかと思われる。前述したように、断片的にしか残らない『江記』の記事が最も集中して残るのが、彼が左大弁時代のものであるのも、このことが影響しているのではないだろうか。

『江家次第』や匡房自身については、『中外抄』の中で、  
（前略）（中原師元）申云、「江帥次第、近年識者皆悉持此。□次第頗僻事候由、御定候様ニ承候。如何。」  
（忠実）仰云、「内弁官奏除日叙位等委不レ知人也。□間事定有「僻事」歟。但故二条殿（師通）仰を常ニ承タル人ナレバ、定様アル事もあらん。其外常ノ次第ハイミシキ物ナリ。これは故殿（師実）ノカ、せおはしましたるなり。識者と人の心を見トテ、わろき者とハ我ハいひたるなり。最秘事也。」<sup>29</sup>

と言われている。左大臣まで昇った高明や権大納言を務めた公任らと異なり、権中納言どまりだった匡房は、大臣ないし大納言が勤める、内弁をはじめとする重要なあるいは大規模な儀式の上卿を勤めたことがなかつたため、その作法には詳しくなかつたとされる。しかしその代わりに、匡房は弁官作法や「装束」といった実務官人の仕事に精通していたのである。

なお、清水潔氏は摂関・院政期の大嘗会について検討された中で、『北山抄』の特徴は、「祭儀料や幣帛の数或は会場の設営の詳細等については殆ど記さず、もつぱら儀式次第を中心に記してゐることである。ここに、著者公任の関心が祭儀の次第にしばられてゐることが知られる」と指摘された。<sup>30</sup> この理由として、清水氏は従兄弟実資の存在を挙げている。三条天皇の即位に伴う長和元年（一一〇一二）の大嘗会に先立ち、時の首班だった道長は公任に大嘗会を行にあたつて必要な情報を抄出させた。<sup>31</sup> ところが出来上がつたものには子細が注されていなかつたことから、「無益」として公任に返却している。<sup>32</sup> この時公任が抄出したものと『北山抄』の大嘗会の記事とがどのような関係だつたのかは明らかではないが、おそらくこの時抄出されたものが『北山抄』のもとになつたのではないかとされている。<sup>33</sup>

そして公任が抄出した際、子細を注さなかつた理由として清水氏は、抄出は本来道長の命であつたが、公任としてはその大嘗会で筆頭の検校を勤める実資のために用意しようという意思があつたことを指摘している。実資がこの時の大嘗会を行うにあたつて基準としたのは『儀式』であつたことが『小右記』にみえるが、『北山抄』も詳細を省略し「子細在「儀式并指図」「其次第在「式也」と注記するなど、『延喜式』や「儀式」と併せて見ることを前提としていたのである。

た抄出であることが知られる<sup>(35)</sup>のである。

それでは『江家次第』はどうだろうか。奇しくも、大嘗会に関する極めて詳細な記録が残る、『江記』天仁元年（一一〇八）十一月二十一日条には、その「装束」について記す中で、次のような記述がみえる。

（前略）延喜式并小一条大将抄、小野宮右大臣抄、清涼新儀式等、与「近代」所レ行大以相違。（後略）

これは有名な記事であるが、匡房は『延喜式』や『新儀式』なども、既に時代に合わなくなつていていたという評価を下していたことが分かる。また『江次第鈔』にも、匡房が『江家次第』を編纂した契機として、『儀式』や『新儀式』などが「古礼」となつてしまつたことによると、前掲の『江記』の記事と同様のことが述べられている。<sup>(36)</sup>

それでは、同時代の他の人々は「装束」に関する匡房説をどのように評価し利用していたのだろうか。まず利用の様子が分かる例として、「式」の作成を挙げよう。儀式や行事によつては、それを行うにあたつて式を作成し、それに沿つて遂行していた。その式とは、「諸門諸陣装束、一如レ式」<sup>(37)</sup>という言葉が示すように、儀式次第のみを記したものではなかつた。従つて式の作成には「装束」に関する知識も必須だつたことが分かる。そして、匡房は様々な儀式や行事で式の作成を任せられていたことが諸史料にみえる。三例挙げよう。

『江記』寛治五年（一一〇九）正月五日・八日条

五日、甲午。參<sub>ニ</sub>殿直廬<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>御幸式<sub>一</sub>之由、有<sub>ニ</sub>仰事<sub>一</sub>。（中略）

指摘されている。『北山抄』のように『延喜式』や『儀式』と併せて見るといふわけにいかなかつたため、『江家次第』そのものに「装束」について詳しく書く必要があつたのだろう。

しかし『江家次第』の「装束」の記述が詳しい理由は他

略）仰云、「尤善。早可<sub>レ</sub>覽<sub>ニ</sub>於院。」（中略）令<sub>ニ</sub>顯隆

覽レ之。（後略）

『中右記』長治二年（一一〇五）十一月十九日条

（前略）今日尊勝寺新堂供養也。〈阿弥陀堂・准提堂・

法華堂〉（中略）御願文阿弥陀堂・法華堂供養江中納

言匡房卿、并式作レ之。（後略）

『殿曆』天仁二年（一一〇九）六月二十九日条

（前略）今日中宮御堂供養也。（中略）式江中納言書レ

之。（後略）

『江記』の記事は行幸の式を、後二者はいずれも仏事の式を匡房が作成しているものである。

このように、周囲の人々は匡房にアドバイスを求めるだけでなく、彼自身に式の作成を命じることで、彼の「装束」の情報を利用していたのである。

また、匡房への評価が具体的に分かる例として、主に勸修寺流との関係を見ていきたい。

勸修寺流の中興の祖とも言える藤原為房が匡房から教えを受けていたことは諸史料にみえるが<sup>(39)</sup>、その子顯隆もやはり匡房から教示を得ていた。<sup>(40)</sup>顯隆の実兄為隆の『永昌記』を見てみても、匡房の意見や先例が非常に多く引かれていることが分かる。<sup>(41)</sup>このように、勸修寺流の人々は同じ実務官人であるということもあってか匡房から大きな影響を受けていたと言えよう。

さらに、『永昌記』の中で匡房説を引いているところは二十一例見つかったが、これらのうち「装束」そのもの、もしくは「装束」に関係するものは七例と全体の三分の一を占めるのである。

また、儀式における「装束」についての院政期の重要な史料として、『雲岡抄』が挙げられよう。『雲岡抄』は『本朝書籍目録』によると、為隆・顯隆兄弟の弟藤原朝隆の編纂によるとされている。しかしその奥書から、実際には朝隆の兄藤原重隆によるものと考えられている。<sup>(42)</sup>

重隆は元永元年（一一一八）に四十三歳という若さで亡くなつたこともあり、官位は正五位下右衛門權佐中宮大進というものでしかなかつたが、儀式作法にはたいへん詳しかつたとされる。為隆の孫経房の日記『吉記』安元二年（一一七六）五月二十八日条には、

（前略）殿為親朝臣者、成人之時、別<sub>〔副〕</sub>嚴親「親脱」

隆卿、々々々者廷尉有職、頗少<sub>〔比類〕</sub>是受<sub>〔一条金</sub>吾（重隆）説<sub>〔衍〕</sub>。件金吾中古無双有職也。為<sub>〔卿〕</sub>故<sub>〔殿息〕</sub>、<sub>〔平右大丞〕</sub>（時範）聟<sub>〔聟〕</sub>熟蒙<sub>〔兩人之諷諫〕</sub>了。彼説尤可<sub>〔信受〕</sub>歟。（後略）

とある。藤原為親は檢非違使の作法にたいへん優れた父親隆の指導を受け、さらにその親隆は兄重隆から学んだといふことだが、経房はその重隆のことを「中古無双有職也」

と非常に高く評価している。またこの記事からは、重隆が

為房の子であるだけでなく、平時範の聲であり、したがつ

てこの二人の父から儀式について学んでいたことも窺える。

それでは重隆は、この『雲図抄』にあるような儀式の「装束」についての膨大な知識をこの二人だけから学んだのであろうか。筆者は重隆は大江匡房からの影響も非常に大きかつたのではないかと考えている。

そもそも、父為房や兄の為隆・顯隆らが実務官人として匡房に教えを受けていたことは先述した。義父の時範も、弁官作法について小野宮流の通俊に師事していたことは知られているが、匡房からも「装束」について教示を受けている<sup>(43)</sup>。このように、為房とその親族たちは、弁官という実務官人を多く勤めていた関係で、その説を鵜呑みにするかもしれないかは別として、多く匡房に師事していたのである。重隆が匡房から直接指導を受けていたことを示す史料は見つけられていないが、このことから、重隆もやはり匡房から教えを受けていた可能性は十分想定できるだろう。

現行の『雲図抄』からは、残念ながら匡房の影響を直接示す記事は現在のところ見つけられない<sup>(45)</sup>。しかし、以上の検討から、諸儀式の「装束」に詳しく、「近代識者之家、以レ之為「明鏡」云々。」<sup>(46)</sup>と言われた『雲図抄』の編纂にあたって、重隆が匡房の「装束」に関する知識を大いに利用したことは想像に難くない。

さらに、匡房には自身が編纂した儀式書として『江家次第』の他にも『江家年中行事』の存在が挙げられる。『江家年中行事』<sup>(44)</sup>の詳しい解説は所功氏の研究に譲るが、この『江家年中行事』を重隆が所有していたことが分かつていい。静嘉堂文庫蔵『江家年中行事』の第十七丁裏の奥書きに

は次のようにある。

年中行事 一卷

本云 此書故江都督秘藏抄也。故号「江家年中行事」。大治二年三月十六日書寫了

委細注勘物等、大外記師遠注「加之」。

故右金吾（重隆）御本也。

大学助 平時信

行つてきた。大江匡房といえば当代随一大儒であり、またありとあらゆる儀式などに、行事弁や上卿などの重要な役割で関わつたり、あるいは不参の時でもアドバイスをしたりするなど、その見識の豊かさがさまざまな史料から窺える。『江家次第』の編纂も、『西宮記』や『北山抄』と比べてかなり細かいことまで書かれているが、並大抵の知識ではなしえなかつたものであろう。

ところが、その彼の『江記』の残存状況には、彼が左大弁だつた時期に集中して残るという明らかな偏りがみられる。そして現在残っている部分のほぼすべてが「抄出」という後世の人々の取捨選択の結果であるということを考えた時、『江記』の残り方からある特徴が見えてきた。

『江記』には、もちろん他の儒者、実務官人たちの日記とも共通する特色がみられる。しかし『江記』は、同時代の他の日記と比べても、詳細かつ長大な記事が多い。その

体者の権威を、他者に視覚的にアピールするために行うこと、あるいはそのために使用されるモノである。様々な儀式や先例に通じていた匡房の『江記』の中で、特に「装束」について詳しい記述のある部分が多く残されているとすることは、匡房の持つ「装束」に関する情報が高い需要を持つていたことを示していると同時に、「装束」が公家社会の中でのいかに重要な役割を果たしていたかが窺えるのではないだろうか。『江記』の中で、ほとんどの「抄本」が一点ないし数点ずつしか残っていないのに対し、師通が関白として初めて賀茂社に詣でた時の寛治五年四月記や、鳥羽天皇即位に伴う大嘗会の記録である天仁元年十一月記という、権威の再確認に深く関わる儀式のものが、二十九から三十点前後と圧倒的に多く残っていることも、そのことを表していると言えるだろう。

このことから、匡房ほどの大家の説でも、取捨選択を経た現在の『江記』を見る限り、あらゆる点で需要が高かつたというわけではなく、ある限定されたことに関する情報（匡房の場合は「装束」）が特徴的に重視されていたことが分かる。このように、一概に儀式作法とはいっても、周囲の人々の需要によつて様々に使い分けがなされていたのである。今後はこのような、個人や系統の得意分野と周囲からの需要の関係が、「イエ」や「家業」の成立にどのように

「装束」とはすなわち、ある儀式なり行事なりを行う主

に影響を与えていったのかということについて検討を加えていきたい。

## 註

- (1) 竹内理三「口伝と教命—公卿学系譜（秘事口伝成立以前）」（『竹内理三著作集五 貴族政治の展開』角川書店、一九九九、初出一九四〇）。
- (2) 田島公「叙玉秘抄」について—寫本とその編者を中心にして（『書陵部紀要』四十一、一九九〇）、「源有仁編の儀式書の伝来とその意義—『花園説』の系譜」（『史林』七十三—三、一九九〇）、「花園説」の源流と相承の系譜—『春玉秘抄』の成立と伝来の過程を手懸かりとして—（上横手雅敬監修、井上満郎・杉橋隆夫編集『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四）、「秋玉秘抄」と『叙玉秘抄』—源有仁原撰本『秋次第』と思われる写本の紹介と研究（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯、思文閣出版、二〇〇三）、「公卿学系譜」の研究（田島公編『禁裏・公家文庫研究』第二輯、思文閣出版、二〇〇九）、「尊経閣文庫所蔵『無題号記録』解説（『尊経閣善本影印集成49無題号記録 春玉秘抄』八木書店、二〇一一）、「尊経閣文庫所蔵『春玉秘抄』解説」（『同前』）。
- (3) 細谷勘資『中世宮廷儀式書成立史の研究』（勉誠出版、二〇〇七）。
- (4) 松蘭斎『日記の家—中世国家の記録組織』（吉川弘文館、一九九七）、『王朝日記論』（法政大学出版局、二〇〇六年）。

館、一九九七）、『王朝日記論』（法政大学出版局、二〇〇六年）。

(5) 『今鏡』すべらぎの下第三、二葉松。

(6) 松蘭斎『日記の家』（前掲）第一部第三章第四節。

(7) 『中右記』天永二年（一二一）十一月五日条。

(8) 『永昌記』同日条。

(9) 具体例を挙げるとあまりに多いので、ここでは一例のみを挙げておく。『中右記』康和五年（一一〇三）二月二十六日条、『永昌記』嘉承元年（一一〇六）四月二十二日条。

(10) 『江記』の逸文については、木本好信『江記逸文集成』（国書刊行会、一九八五）を基礎として、遠藤珠紀「尊経閣文庫所蔵『局中宝』解説」（前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成52局中宝』八木書店、二〇一二）、尾上陽介「薩戒記」所引「江記」逸文」（『国書逸文研究』二十二、一九八九）、加茂正典「江記」（一条紹介）」（『国書逸文研究』二十一、一九八九）、同「『江記』一条紹介」（『国書逸文研究』二十七、一九九四）、同「『江記』（一条紹介）江記」（『国書逸文研究』三十、一九九七）、中前正志「八幡本地衣上影現説話展開の諸相—『江記』新出逸文と嵯峨法輪寺縁起から」（京都女子大学『女子大国文』一三九、二〇〇六）、丸山裕美子「遷幸部類記」についての基礎的研究—影印・翻刻篇（一）江記・春記・小右記」（『愛知県立大学文学部論集』日本文化学科編 五十四、二〇〇六）を使用した。

(11) 『公卿補任』より。

- (12) 匡房の帰京は、康和四年（一一〇一）六月十三日。『中右記』同日条より。
- (13) 『中右記』康和五年（一一〇三）二月二十六日条など。
- (14) 『殿暦』嘉承元年（一一〇六）二月四日条。
- (15) 『永昌記』嘉承元年十二月二十八日条。
- (16) 『中右記』嘉承二年（一一〇七）十二月一日条。
- (17) 『中右記』嘉承二年三月三十日条、同年九月二十九日条。
- (18) この中にみえる「亞相」は、写本によって「亞将」としているものが多く、特定の人物に比定することはできない。
- (19) 松本昭彦「『中右記』の匡房批判をめぐって」（『国語国文』六十一―十、一九九二）同「『中右記』にみる大江匡房像」（『国文学解釈と鑑賞』六十一―十、一九九五）。
- (20) 橋本義彦「部類記について」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六、初出一九七〇）。
- (21) 橋本義彦前掲論文。
- (22) 『大日本史料』第三編之十二より。増補史料大成本は所収せず。
- (23) このことに関連する記述が『中外抄』下二、三十と、『吉口伝』に見える。『中外抄』の記事はいずれも有名であるためここでは省略し、『吉口伝』のもののみ引用する。
- 『吉口伝』眞子繩事  
 （前略）故大藏卿殿為<sup>為房</sup>相<sup>二</sup>訪稽古事、令<sup>レ</sup>向<sup>二</sup>江帥匡房  
 卿許<sup>一</sup>給、稽古ハ何様ニスベキ物ゾト令<sup>レ</sup>尋給ケリ。江

- (24) 師答云、「各御稽古ハ日記書程候」ト申ケリ。（後略）『続々群書類従』第五、記録部の例言のうち、同書に収められた『江記』天仁元年十一月記に関する記述より。
- (25) そもそも、天仁元年十一月記は、その奥書にもあるとおり、江戸時代には匡房の日記であるかどうか調べないと分からぬという状態になっていた。
- (26) 橋本義彦氏前掲論文。
- (27) 宮内庁書陵部や東大史料編纂所、尊経閣文庫が所蔵している。
- (28) ただし師時は匡房の「弟子」であり（『長秋記』天永二年（一一一）十月二十日条）、匡房が一時期師時の兄源師頼の宅に寄宿していたこともあることから（『永昌記』嘉承二年（一一〇七）四月一日条）、師時と匡房は比較的つながりがあり、師時が『江家次第』を入手できる立場ではあつたことが分かる。
- (29) 『中外抄』下十二（久安四年（一一四八）十一月十四日）。
- (30) 清水潔「摂関院政期の大嘗会について」（皇學館大學神道研究所編『大嘗祭の研究』皇學館大學出版部、一九七八）。
- (31) 『小右記』長和元年（一一〇一）九月二十九日条。
- (32) 『權記』寛弘八年（一二〇一）十一月九日条。
- (33) 清水潔前掲論文、所功「神道大系『北山抄』の解題」（『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、二〇〇一、初出一九九二）。

(34) 『小右記』寛弘八年(一〇一二)八月十八日条。

(35) 清水潔前掲論文。

(36) 『江次第鈔』卷第一、発題。

(37) 清水潔前掲論文、同「天仁元年大嘗会について」(瀧川政次郎先生米寿記念論文集刊行会編『神道史論叢』国書刊行会、一九八四)、所功「『江家次第』の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八七、初出一九八五)

(38) 『中右記』嘉承二年(一一〇七)十二月一日条。

(39) 例えば『為房卿記』康和五年(一一〇三)八月二十七日条、『吉口伝』貞子繩事(前掲注(23))など。このうち前者は匡房の意見を疑問視したものであるが、この記事の中で為房は「延久江中納言記」を見ており、匡房が大宰府から帰京して間もないころに既に『江記』を参照できる立場だったことが分かる。

(40) 『中右記』嘉承二年(一一〇七)十二月一日条など。

(41) たとえば『永昌記』天治元年(一一二四)四月一日条では、勸修寺一族の作法を『江抄』で補強している記述がみえる。

(42) 早くは『群書類従』公事部所収『雲図抄』の識語にみえる。最近では、小倉慈司氏が『尊経閣文庫所蔵『雲図抄』解説』(前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成48雲図抄』八木書店、一二〇一二)にて詳細に検討されているので、参照されたい。

(43) 『伊勢公卿勅使部類記』五所収『江記』寛治四年(一〇

九〇)十一月六日条など。

(44) 所功「『江家年中行事』の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五、初出一九八一)。

(45) そもそも『雲図抄』には、具体的に誰の説に基づいているかという記述はほとんど見られない。「或記云」、「口伝云」という記述が複数か所にみえるが、詳細は不明である。

(46) 『雲図抄』奥書より。

〔図表〕江記写本・逸文残存状況

元号	年 西暦	残存する記事	略歴	年齢
康平	3 1060		叙爵	20 歳
治暦	元 1065	12月		
	4 1068	7月 9月 11月	4月五位蔵人に任じられる。	28 歳
延久	元 1069	2月 3月 4月 11月 12月	1月左衛門権佐を兼ね、12月右少弁を兼ねて三事兼帶。	29 歳
	2 1070	12月		
	3 1071	7月		
	4 1072	1月 12月		
	5 1073	5月		
	元 1074		1月美作守に任じられ、従四位下に叙される。	34 歳
承保	2 1075	8月		
	3 1076	12月		
承暦	2 1078	2月 7月		
	4 1080		8月権左中弁に任じられる。	40 歳
永保	元 1081	2月	8月左中弁に転ず。	41 歳
	3 1083	10月		
応徳	元 1084	2月 3月	6月左大弁に転ず。	44 歳
	3 1086	11月	11月従三位に叙される(非参議大弁)。	46 歳
寛治	元 1087	1月 4月 6月 12月		
	2 1088	1月 4月 10月 閏10月 11月 12月	8月参議に任じられる(参議大弁)。	48 歳
	3 1089	1月 7月 8月		
	4 1090	6月 10月 11月		
	5 1091	1月 2月 3月 8月 12月		
	6 1092	1月 2月 3月 4月		
	7 1093	1月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		
嘉保	元 1094	1月 2月 3月 4月 7月 8月 12月	6月権中納言に任じられる。	54 歳
	2 1095	1月 3月 4月 8月 9月 10月		
永長	元 1096	1月 3月 5月 7月 12月		
承德	元 1097		3月大宰権帥に任じられる。権中納言元の如し。	57 歳
	2 1098		9月大宰府に下向。	58 歳
康和	4 1102		1月得替解任、6月帰京(『中右記』)。	62 歳
	5 1103	11月		
長治	元 1104	7月		
	2 1105	1月		
嘉承	元 1106	1月	3月大宰権帥に任じられ、権中納言をやめる。	66 歳
	2 1107	1月 8月		
天仁	元 1108	10月 11月		68 歳
天永	2 1111		7月大蔵卿に任じられる。11月薨去。	71 歳

凡例／太字：まとまって残存、普通：断片的に残存。「残存する記事」中の空欄は記事が残っていないことを表す。略歴・年齢は、注記がない限り『公卿補任』に従った。